

○荒川区生活安全条例施行規則

令和 8 年 3 月 31 日

規則第51号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荒川区生活安全条例（平成13年荒川区条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指導)

第 3 条 条例第10条第 2 項の規定による指導は、口頭又は指導書（別記第 1 号様式）及び指導書交付控（別記第 2 号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付することにより行うものとする。

(勧告)

第 4 条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（別記第 3 号様式）及び勧告書交付控（別記第 4 号様式）を作成し、勧告書交付控に当該勧告の相手方の署名を求めた上で、勧告書を相手方に交付することにより行うものとする。

(違反行為の撮影)

第 5 条 区長は、条例第10条第 2 項の規定による指導及び条例第11条の規定による勧告を行うに当たっては、当該違反行為をビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

(身分証明書)

第 6 条 前条の撮影を行い、又は条例第10条第 2 項に規定する指導を行い、条例第11条に規定する勧告を行い、若しくは条例第12条第 2 項に規定する立入り、調査、質問を行い、若しくは文書の提示その他の協力を求める職員は、その身分を示す証明書（別記第 5 号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の求め)

第 7 条 区長は、条例第12条第 1 項の規定により、違反行為をした者に必要な報告をさせるときは、当該報告をさせる者に対し、報告の求め（別記第 6 号様式）を交付するものとする。

(公表事項等)

第 8 条 条例第13条第 1 項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事

項を荒川区役所前掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公表を開始する日及び公表する期間
- (2) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 違反行為に関連する営業所名及び当該営業所の所在地
- (4) 違反行為の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかった旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める事項
（意見陳述の機会の付与）

第9条 区長は、条例第13条第2項の規定により、公表されるべき者に意見の聴取を行うときは、当該公表されるべき者に対し相当の期間を定めて、次に掲げる事項を記載した公表通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
- (2) 公表の根拠となる条例の条項
- (3) 公表の原因となる事実

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表される事項について、書面又は口頭により意見を述べることができる。

3 区長は、前項の規定により口頭の意見が述べられたときは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書（別記第8号様式）を作成するものとする。

（店舗場所の提供者への通知）

第10条 条例第14条の規定による通知は、店舗場所提供者通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（過料）

第11条 区長は、条例第19条又は第20条の規定により過料の処分を行うときは、事案ごとに5万円以下の過料を決定するものとする。

2 区長は、条例第19条又は第20条の規定により過料の処分を行うときは、あらかじめ弁明通知書（別記第10号様式）により告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、区長は、過料の処分を受ける者に対し、弁明通知書交付控（別記第11号様式）に弁明通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

3 区長は、過料の処分を行うときは、過料処分通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。この場合において、区長は、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書交付控（別記第13号様式）に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

4 前項後段の規定にかかわらず、区長は、郵送その他の手段により、過料処分通知書の受領が確認できる場合は、過料処分通知書交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めることを省略することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

指導書

住 所（所 在 地）	
氏 名（法 人 名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に関係する店舗名	
違 反 行 為 の 内 容	荒川区生活安全条例 ☐ 第8条第1項（客引き行為等をした。） ☐ 第8条第2項（客引き行為等をさせた。） ☐ 第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	荒川区

あなたは、荒川区生活安全条例に違反する上記の行為をしているため、直ちに当該違反行為を中止するよう、同条第10条2項の規定により指導します。

荒川区長

留意事項
1 本指導後にあなたが更に違反行為を行った場合は、荒川区生活安全条例第11条の規定による勧告の対象となります。 2 1の勧告に従わず、更に違反行為を行った場合は、同条例第13条第1項の規定による公表並びに同条例第19条第1号及び第20条の規定による過料の対象となります。 3 本指導に関し、必要があると認めた場合には、同条例第12条第1項の規定により、あなたに対し報告を求める場合があります。 4 本指導に関し、同条例第12条第2項の規定により、事務所、営業所その他の場所に立入調査を行い、違反行為をした者の氏名、住所、その他必要な事項の提示、その他の協力を求める場合があります。 5 あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。

指導書交付控

住 所（所 在 地）	
氏 名（法 人 名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に関係する店舗名	
違 反 行 為 の 内 容	荒川区生活安全条例 ☐ 第8条第1項（客引き行為等をした。） ☐ 第8条第2項（客引き行為等をさせた。） ☐ 第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	荒川区

私は、荒川区生活安全条例において、上記の規定に違反し、直ちに当該違反行為を中止するよう指導を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

荒 第 号
年 月 日

勧告書

住 所（所 在 地）	
氏 名（法 人 名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に関係する店舗名	
違 反 行 為 の 内 容	荒川区生活安全条例 ☐ 第8条第1項（客引き行為等をした。） ☐ 第8条第2項（客引き行為等をさせた。） ☐ 第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	荒川区

あなたは、荒川区生活安全条例の規定に違反したため、荒川区長は、 年 月 日付 荒 第 号の指導書により、同条例第10条第2項の規定に基づき、あなたに対し指導を行いました。上記日時及び場所において依然として違反行為を行っているため、同条例第11条の規定により直ちに当該違反行為を中止するよう、勧告します。

今後、正当な理由なくあなたがこの勧告に従わなかった場合は、同条例第13条第1項の規定により、あなたの氏名等を公表する場合があります。

また、あなたがこの勧告を受けた後、更に違反行為を行った場合は、同条例第19条第1号の規定に基づき過料（5万円以下）を科すとともに、あなたが法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者で、当該法人又は人の業務に関して違反行為を行った場合は、当該法人又は人に対しても、同条例第20条の規定により過料（5万円以下）を科します。

荒川区長

留意事項
あなたが雇用され、業務として上記違反行為を行った場合は、当該雇用者に対し、本指導を受けたことを必ず知らせてください。

勧告書交付控

住 所（所 在 地）	
氏 名（法 人 名）	様
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
違反行為に関係する店舗名	
違 反 行 為 の 内 容	荒川区生活安全条例 ☐ 第8条第1項（客引き行為等をした。） ☐ 第8条第2項（客引き行為等をさせた。） ☐ 第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）
違 反 日 時	年 月 日 時 分頃
違 反 場 所	荒川区

私は、荒川区生活安全条例の規定に違反したため、荒川区長から、 年 月 日付
荒 第 号の指導書により、同条例第10条の規定に基づく指導を受けましたが、上記日
時及び場所において依然として違反行為を行ったため、同条例第11条の規定により、直ちに当該
違反行為を中止するよう勧告を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

別記第5号様式（第6条関係）

身分証明書

氏 名

勤務先

上記の者は荒川区の下記の業務に従事する職員であることを証明する
記

顔写真

1. 業務

- (1) 荒川区生活安全条例第10条第2項に規定する指導の業務
- (2) 荒川区生活安全条例第11条に規定する勧告の業務
- (3) 荒川区生活安全条例第12条第2項に規定する立入調査等の業務
- (4) 荒川区生活安全条例第19条及び第20条に規定する過料に関する業務
- (5) 荒川区生活安全条例施行規則第5条に規定する違反行為の撮影の業務

年 月 日

荒 川 区 長

注意

- 1. この証明書は、標記業務に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
- 3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4. この証明書を紛失したときは、すみやかに荒川区長へ届け出なければならない。
- 5. この証明書は、業務に従事しなくなったときは、すみやかに荒川区長へ返還しなければならない。

報告の求め

住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称） 様

荒川区長

あなたは、荒川区生活安全条例（以下「条例」という。）の規定に反し、下記1の行為を行ったため、条例第12条第1項の規定により、下記2の事項について、下記3のとおり報告を求めます。

記

1 違反行為

違反日時

違反場所

違反行為の内容

- ☐ 条例第8条第1項（客引き行為等をした。）
- ☐ 条例第8条第2項（客引き行為等をさせた。）
- ☐ 条例第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）

2 報告事項（□レ点のある項目について報告すること。）

☐違反者の氏名、住所、生年月日、職業及び電話番号

☐違反行為を委任又は命令した者の氏名、住所、生年月日、職業及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）

☐客引き行為等を用いた営業をした店舗の代表者の氏名、住所及び電話番号

3 報告方法及び報告期限

（1） 報告事項を書面に取りまとめた上、記載事項を裏付ける資料（公的な身分証、商業登記簿等の写し）を添付して、荒川区危機管理部生活安全課に提出すること。

（2） 報告期限は、 年 月 日（ ）までとする。

なお、直接提出する際は、土日を除く開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

また、郵送する場合は、期限内に届くようにすること。

【郵送先】〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3 荒川区危機管理部生活安全課

公 表 通 知 書

住所（法人にあっては、所在地）
氏名（法人にあっては、名称） 様

荒川区長

荒川区生活安全条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。
このことについて、同条第2項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えますので、意見書（任意様式）又は口頭により意見を提出してください。

公 表 す る 事 項	
公表の根拠となる 条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

[illegible]

氏名

店舗場所提供者通知書

住所（法人にあっては、所在地）
氏名（法人にあっては、名称） 様

荒川区長

あなたが（所有 管理）している次の（土地 建物）を店舗の場所として使用している次の者が、荒川区生活安全条例

☐ 第8条第1項（客引き行為等をした。）

☐ 第8条第2項（客引き行為等をさせた。）

☐ 第9条第1項（客引き行為等を用いた営業をした。）

の規定に違反したため、当該違反行為を中止するよう同条例第11条の規定に基づき勧告を行いました
が、更に違反行為をしたため、同条例第13条第1項の規定に基づき、その氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第14条の規定に基づき、店舗場所提供者に対し、公表された違反行為に係る
事実を通知します。

店 舗 の 場 所 と し て 使用されている土地・建物	
店 舗 の 場 所 と し て し よ う し て い る 者	
公 表 さ れ た 事 項	
問 合 せ 先	

弁明通知書

住所（法人にあっては、所在地）
氏名（法人にあっては、名称） 様

荒川区長

あなたに対して、下記の事実を原因とする荒川区生活安全条例の規定に基づく過料処分が予定されています。
よって、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	金 円の過料
根 拠 法 令 等	
不利益処分の原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
連 絡 先	

弁明に際しての留意事項

- 1 弁明書を提出することにより、意見を述べ、証拠書類等を提出することができます。
- あなたは、弁明書を提出することにより、予定されている不利益処分に対する意見を述べ、併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- その場合、弁明書には、あなたの氏名（法人にあっては名称）、住所（法人にあっては所在地）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

弁明通知書交付控

弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	金 円の過料
根 拠 法 令 等	
不利益処分の原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
連 絡 先	

私は、上記の事実を原因とする荒川区生活安全条例の規定に基づく過料処分が予定されていることを荒川区から通知され、荒川区生活安全条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により、弁明通知書の交付を受け、これを受領しました。

違反者署名

備考欄

荒 第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所（法人にあっては、所在地）
氏名（法人にあっては、名称） 様

荒川区長

荒川区生活安全条例（第19条 号 ・ 第20条）の規定に基づき、次のとおり過料に処します。
よって、別に交付する納入通知書又はこの場で現金により納付してください。

処分の内容	金 円の過料に処する。
根拠法令等	☐ 荒川区生活安全条例第19条第1項 ☐ 荒川区生活安全条例第19条第2項 ☐ 荒川区生活安全条例第20条
不利益処分の原因となる事実	
違反者	
処分の理由	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表するものは、荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

過料処分通知書交付控

処分の内容	金 円の過料に処する。
根拠法令等	☐ 荒川区生活安全条例第19条第1項 ☐ 荒川区生活安全条例第19条第2項 ☐ 荒川区生活安全条例第20条
不利益処分の原因となる事実	
違反者	
処分の理由	

私は、荒川区生活安全条例（第19条第 号 第20条）の規定に基づき、次のとおり過料処分の対象となり、荒川区長から過料処分通知書を受領しました。

被処分者署名

備考欄

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

別記第 9 号様式 (第10条関係)

別記第10号様式 (第11条関係)

別記第11号様式 (第11条関係)

別記第12号様式 (第11条関係)

別記第13号様式 (第11条関係)